

小規模企業振興基本計画（第Ⅲ期）について

令和 7 年 6 月
小規模企業振興課

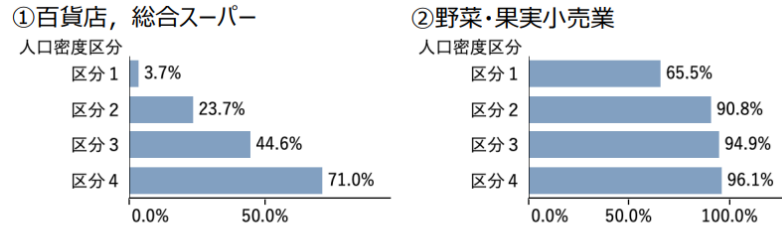
1. 小規模事業者の現況と取り巻く環境

地域の生活やコミュニティを支える小規模事業者

- 地方部ほど、小売業など地域生活を支える小規模事業者が多く存在。小規模事業者は地域のお祭り・イベントなど広く地域活動に参加。
- 4～5割の地域住民が小規模事業者を通じて「地域とのつながり」を感じており、地域の課題解決に向けた中心的な役割を担う存在としても、小規模事業者への期待は大きい。

人口密度が低い地方部には、百貨店・総合スーパーはほとんど存在しないが、青果店等の小売業は存在

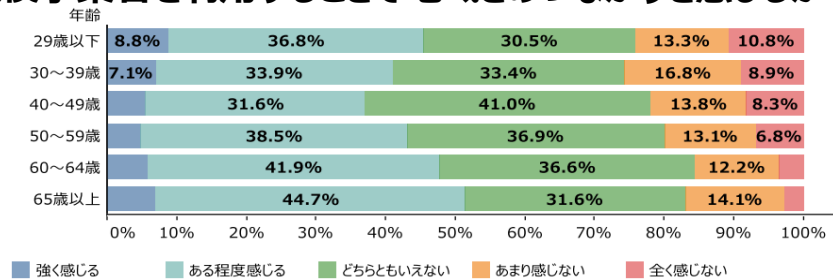
人口密度区分別、存在確率



資料：総務省・経済産業省「平成28年経済センサス-活動調査」再編加工
人口密度の低い順に、市区町村別を区分1～4の四分位に分けている。（例：区分1は、下位0～25%）
存在確率とは、「当該業種の事業所が立地している市区町村数」を「市区町村の合計数」で割ったもの。

小規模事業者を利用することで地域との繋がりを感ると地域住民の4～5割が回答

小規模事業者を利用することで地域とのつながりを感じるか

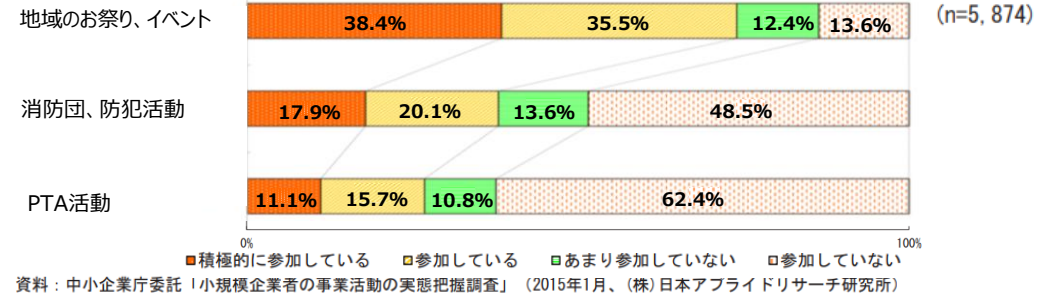


資料：みずほ情報総研(株)「普段の生活と地域とのかかわりに関するアンケート」

(出典) 2024年版「小規模企業白書」

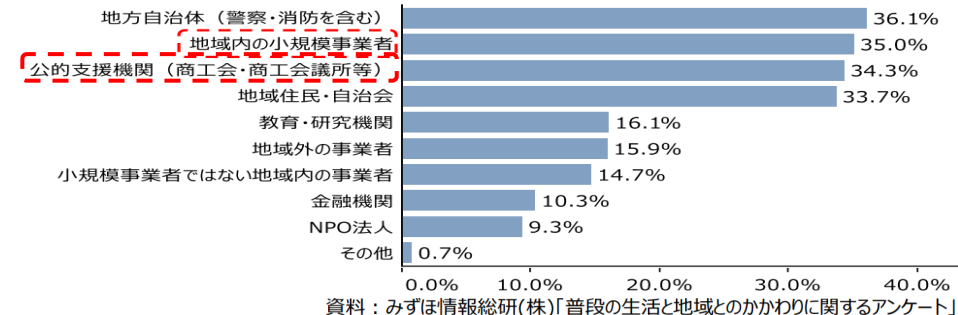
小規模事業者は、地域のお祭り・イベントを始め、広く地域活動へ参加している

小規模事業者の地域活動への参加状況



小規模事業者や商工会・商工会議所は、地域の課題解決に中心的な役割を担うことを期待されている

地域の課題解決に中心的な役割を担うことが期待される者

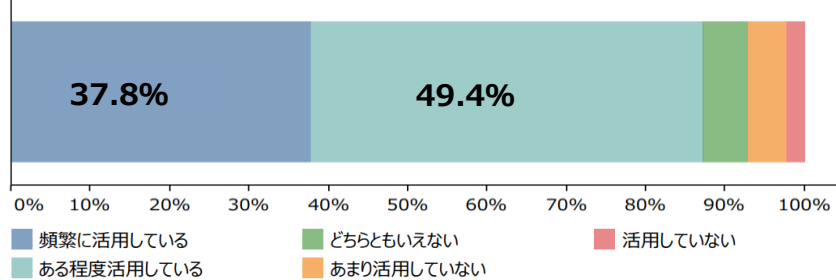


小規模事業者を支える支援機関

- 支援機関の活用効果は高く、**支援機関は地域の事業者にとって重要な存在。**
- 特に、地域に根ざし、比較的規模の小さい企業を中心に支援を行っている**商工会・商工会議所は、小規模事業者にとっては特に身近で重要な存在。**

事業者の8割以上が、支援機関を「頻繁に活用している」「ある程度活用している」と回答

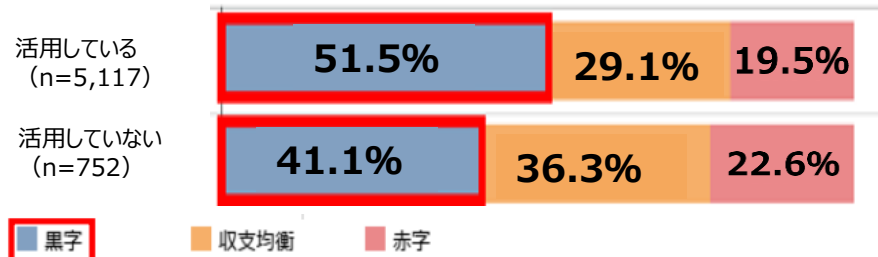
事業者における支援機関の活用状況 (n=5,905)



資料：EYストラテジー・アンド・コンサルティング（株）「小規模事業者の事業活動に関する調査」

支援機関を活用している事業者ほど利益は高い

2023年の営業利益の見通し

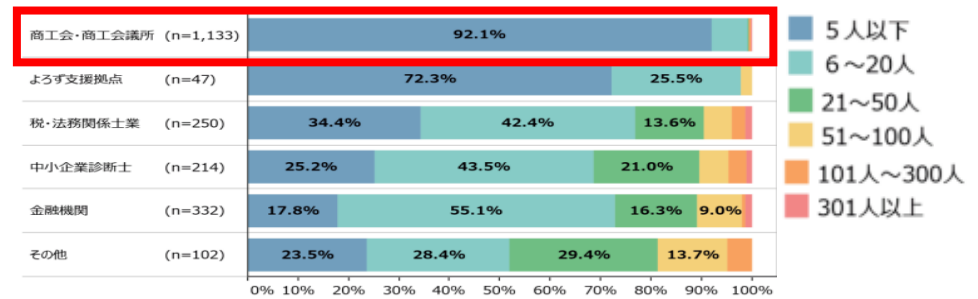


資料：EYストラテジー・アンド・コンサルティング（株）「小規模事業者の事業活動に関する調査」
 (注) ここでいう「活用している」は、事業活動における支援機関の活用状況について、「頻繁に活用している」又は「ある程度活用している」と回答した事業者を指す。ここでいう「活用していない」は、事業活動における支援機関の活用状況について、「どちらともいえない」、「あまり活用していない」又は「活用していない」と回答した事業者を指す。

(出典) 2024年版「小規模企業白書」概要

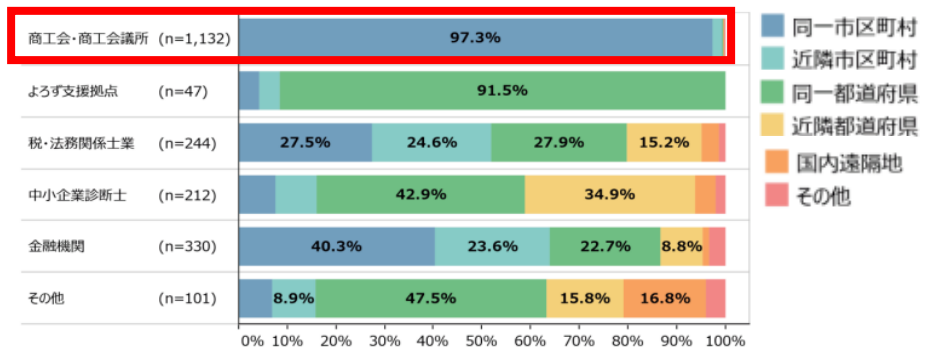
商工会・商工会議所では「5人以下」の企業を支援する割合が9割以上

最も力を入れている支援対象事業者の従業員規模 (n=2,079)



「商工会・商工会議所」は「同一市区町村」と回答する割合が高い

顧客・会員の属する主な地域 (支援機関属性別)



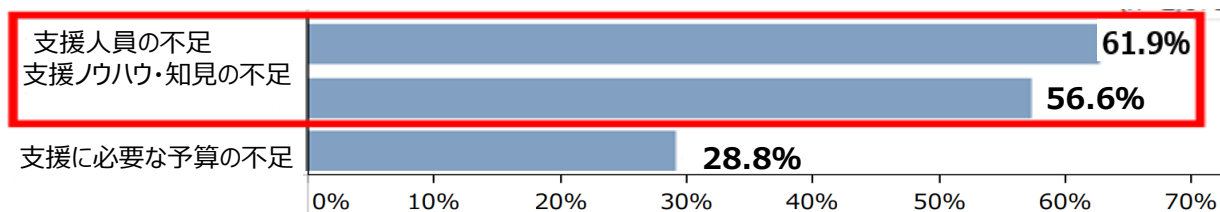
資料：EYストラテジー・アンド・コンサルティング（株）「中小企業支援機関の現状と課題に関する調査」
 (注) 1. ここでいう「従業員規模」は、常時雇用する従業員数を指す。
 2. ここでいう「近隣」の定義は、支援機関属性によって「都道府県中小企業支援センター」、「中小企業団体中央会」、「コンタクト」、「その他」と回答した支援機関の合計を指す。
 3. ここでいう「近隣市区町村」は、主たる事務所が同一市区町村の行政区域に属している（同一都道府県内の市区町村全部を指す。ここでいう「近隣都道府県」は、「同一都道府県」の行政区域に属している都道府県全部を指す。
 4. 顧客・会員の属する主な地域について「分からない」と回答した支援機関を除く。
 5. ここでいう「その他」は、支援機関属性によって「都道府県中小企業支援センター」、「中小企業団体中央会」、「コンタクト」、「その他」と回答した支援機関の合計を指す。

支援機関が抱える課題

- 支援機関の活用が広がり、相談内容が高度化する中で、**支援機関の人員不足や支援ノウハウ・知見の不足が顕在化。**
- ほとんどの支援機関が、**他の機関との連携が経営課題の解決につながっている**と回答。

「支援人員不足」や「支援ノウハウ・知見の不足」が課題と感じている

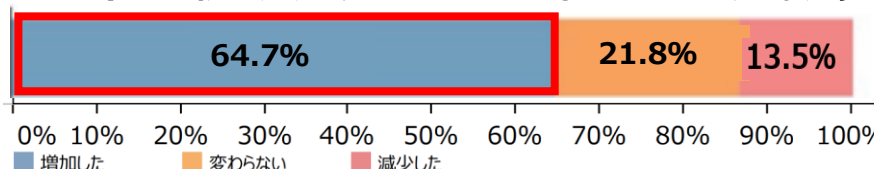
事業者に対して支援を行う際の課題（上位3項目）（n=2,079）



資料：EYストラテジー・アンド・コンサルティング（株）「中小企業支援機関の現状と課題に関する調査」
（注）複数回答のため、合計は必ずしも100%にならない。

一人当たり支援件数が「増加した」と約6割が感じる

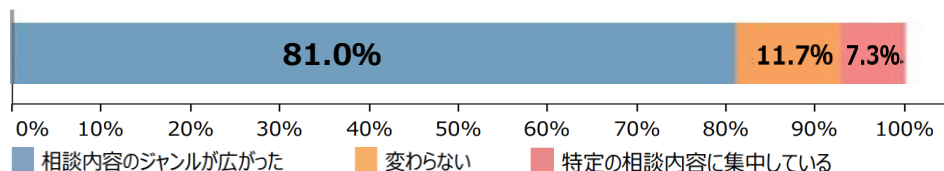
2019年と比較した、1ヶ月の平均的な相談員一人あたりの支援件数



資料：EYストラテジー・アンド・コンサルティング（株）「中小企業支援機関の現状と課題に関する調査」
（注）1. ここでいう「支援」とは、来訪、訪問のほか、メールや電話、オンライン会議などによる支援（相談）対応を指し、メールマガジンの配信や参考情報の送付など情報提供だけの場合は支援に含まない。なお、支援件数は延べ件数である。
2. ここでいう「その他」とは、支援機関属性について「都道府県等中小企業支援センター」、「中小企業団体中央会」、「コンサルタント」、「その他」と回答した支援機関の合計を指す。
3. ここでいう「増加した」とは、2019年と比較した、1か月の平均的な相談員一人当たり支援件数の変化について、「増加した」、「やや増加した」と回答した支援機関の合計を指す。ここでいう「減少した」とは、2019年と比較した、1か月の平均的な相談員一人当たり支援件数の変化について、「やや減少した」、「減少した」と回答した支援機関の合計を指す。
4. 「2019年時点で事業を開始していない」と回答した支援機関は除いている。

「相談内容のジャンルが広がった」と8割が感じる

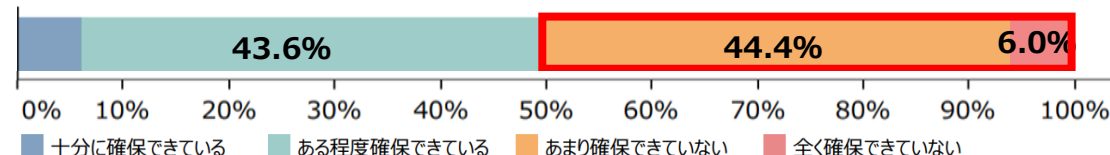
2019年と比較した相談内容のジャンルの変化に対する認識



資料：EYストラテジー・アンド・コンサルティング（株）「中小企業支援機関の現状と課題に関する調査」
（注）1. ここでいう「相談内容のジャンルが広がった」とは、2019年と比較した相談内容のジャンルの変化について、「従来よりも相談内容のジャンルが広がった」、「従来よりも相談内容のジャンルがある程度広がった」と回答した支援機関の合計を指す。ここでいう「特定の相談内容に集中している」とは、2019年と比較した相談内容のジャンルの変化について、「ある程度特定の相談内容に集中しつつある」、「特定の相談内容に集中している」と回答した支援機関の合計を指す。
2. 「2019年時点で事業を開始していない」と回答した支援機関は除いている。

支援能力向上に十分時間を確保出来ない約5割が感じる

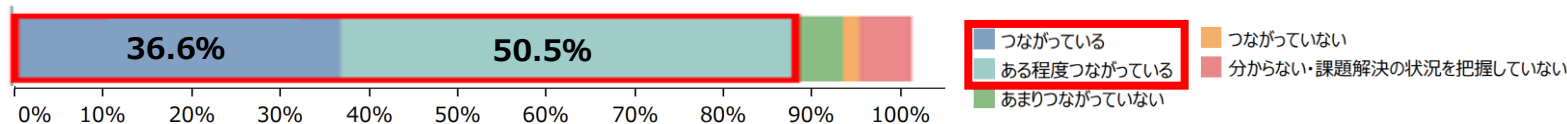
相談員が支援能力向上に充てる時間の確保状況



資料：EYストラテジー・アンド・コンサルティング（株）「中小企業支援機関の現状と課題に関する調査」
（注）1. ここでいう「その他」とは、支援機関属性について「都道府県等中小企業支援センター」、「中小企業団体中央会」、「コンサルタント」、「その他」と回答した支援機関の合計を指す。
2. 相談員が支援能力向上に充てる時間の確保状況について、「分からない」と回答した支援機関を除いている。

支援機関の約9割が、他の支援機関との連携が経営課題の解決に繋がっていると回答

他機関との連携が経営課題の解決に与える効果（n=1,868）



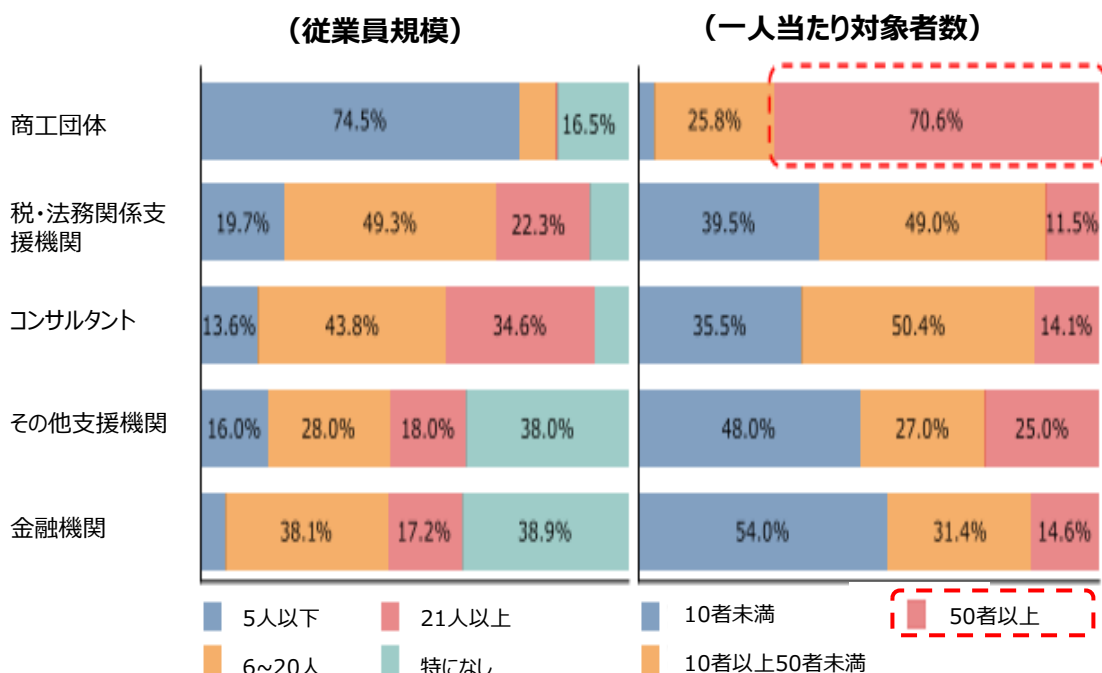
資料：EYストラテジー・アンド・コンサルティング（株）「中小企業支援機関の現状と課題に関する調査」

（出典）2024年版「小規模企業白書」

支援機関同士の連携の必要性と現状

- 小規模事業者を主な支援対象とする商工団体は、相談員一人当たりの対応事業者が他の支援機関と比べて多い。
- 経営課題のうち、事業計画策定、資金繰り、経営改善、創業は全ての支援機関において対応できる割合が高い。一方で、人手不足、価格転嫁、海外展開、GX・DXは、対応できる割合が低くなっており、支援機関が単独で対応できない経営課題もある。

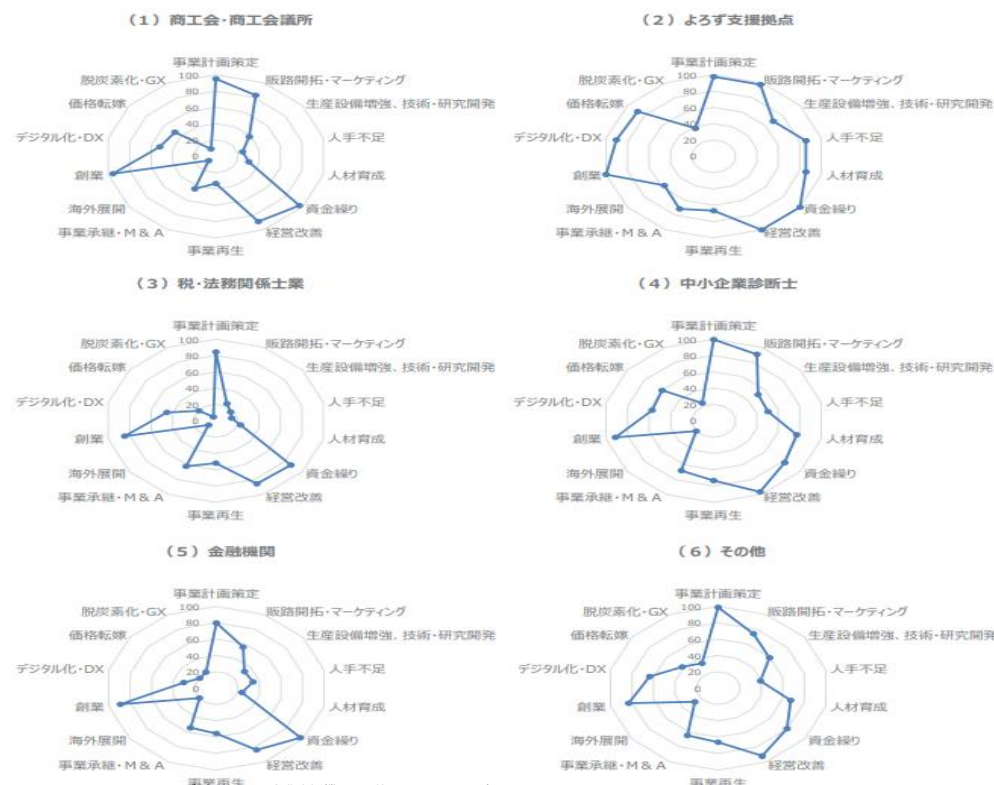
最も力を入れている支援対象群の従業員規模/一人当たり対象者数



資料：(株)野村総合研究所「中小企業支援機関における支援の現状把握に関するアンケート」

(出典) 2020年度版「小規模企業白書」

支援機関が単独で対応できる経営課題 (支援機関別)



資料：EYストラテジー・アンド・コンサルティング(株)「中小企業支援機関の現状と課題に関する調査」
 (注) 1. 各支援機関において、それぞれの経営課題に対し「単独での支援対応が可能か」について、「十分に対応できる」、「ある程度対応できる」と回答した割合を集計し、レーダーチャート化している。
 2. 数字の単位は%。

(出典) 2024年度版「小規模企業白書」

2. 基本計画（第Ⅲ期）の概要

- 小規模企業振興基本法は、中小企業基本法の基本理念にのっとり、小規模企業の振興について、事業の持続的発展を基本原則とした施策の体系を構築。
- 小規模企業の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、小規模企業振興基本計画を定めることとしており、小規模企業をめぐる情勢の変化、小規模企業の振興に関する施策の効果に関する評価を踏まえ、おおむね5年毎に見直すこととしている。（閣議決定事項）

小規模企業振興基本法

基本原則（第3条、第4条）

中小企業基本法の基本理念である「成長発展」のみならず、技術やノウハウの向上、安定的な雇用の維持等を含む「事業の持続的発展」を基本原則として位置づける。

基本方針（第6条）

次に掲げる基本方針に基づき、小規模企業の振興に関する施策を講ずるものとする。

- ① 需要に応じた商品の販売、新事業展開の促進
- ② 経営資源の有効な活用、人材育成・確保
- ③ 地域経済の活性化に資する事業活動の推進
- ④ 適切な支援体制の整備

基本計画（第13条）

小規模企業の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本計画の策定

- 一 小規模企業の振興に関する施策についての基本的な方針
- 二 小規模企業の振興に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策
- 三 小規模企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

小規模企業をめぐる情勢の変化、小規模企業の振興に関する施策の効果に関する評価を踏まえ、おおむね5年ごとに変更

小規模企業振興基本計画

第1章 小規模企業の振興に関する施策についての基本的な方針

「現状認識」、「基本的考え方」、「4つの目標」を規定

第2章 小規模企業の振興に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

「4つの目標」に従って、政府が講ずべき「重点施策」を規定

第3章 小規模企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

「政府以外を含めた必要な取組」として、「地方公共団体の責務」、「小規模事業者の努力等」、「関係者相互の連携及び協力」を規定

小規模企業振興基本計画（第Ⅲ期）のポイント

- 現在、日本経済は大きく変化するチャンスを迎えており、「潮目の変化」の今、官民で国内投資と賃上げを継続し、デフレ脱却を実現できるか否かの正念場。賃金上昇が物価上昇を上回することで消費が増加し、企業の国内投資が堅調なトレンドを維持する好循環を定着させることが重要であり、小規模事業者もまた例外ではない。一方、小規模事業者の経営を巡る環境は、「大幅な賃上げ」「少子高齢化・人口減少」「人手不足」など、急速かつ大規模な変化を遂げつつある。
- こうした時代の転換点にあつて、事業の拡大を目指す意欲的な事業者はもとより、事業を持続し地域を支え続ける事業者においても、時代の変化に応じて経営力を向上させ、これまで以上に「稼ぐ力」を高めていく必要。小規模事業者の「特性、強み」を発揮し、地域課題解決を含め「新たな需要が喚起される分野」に積極的に取り組むとともに、提供する付加価値に適切な価格を設定することにより、小規模事業者にとっても稼ぐ力を高める好機（ビジネスチャンス）となり、経営の自走化や地域経済の成長発展につながる。小規模事業者が減少する中でもその「機能」を育成・維持し、地域経済を成長させ、社会を機能させる適応策を講じていくという考え方は、地方創生の理念とも合致。
- 経営資源に乏しい小規模事業者が、事業環境の変化を踏まえながら経営課題に単独で対応していくことは極めて困難であり、支援機関による伴走支援は一層その重要性を増しているが、身近な支援機関である商工会・商工会議所において人員不足や支援ノウハウ・知見の不足が顕在化していることから、支援体制の強化（経営指導員等の人件費や商工会館の施設整備費等の事業費の確保、デジタルツールの活用やナレッジ・ノウハウの共有等による支援の質の向上や業務効率化、広域的な支援体制の構築等）を図っていく必要。また、地方公共団体が主体となり、支援機関同士が緊密に連携し、地域で総力を挙げて取り組む必要。
- 頻発化・激甚化する自然災害からの早期の復旧・復興に向け、引き続き、国・都道府県・市町村が一体となった支援も必要。
- これらを踏まえ、国が講ずべき重点施策として、「経営力の向上（経営者のリテラシー向上、取引適正化対策等）」「支援機関の体制・連携強化」「多発する大規模災害等への対応」等を掲げるとともに、地域における産業政策の主体としての自走化を目指し「地方公共団体の責務」を掲げた。

小規模企業振興基本計画（第Ⅲ期）の構成

第1章 小規模事業者の振興に関する施策についての基本的な方針【法第13条第2項第1号】

1. 現状認識

2. 基本的考え方

3. 4つの目標【法第6条第1～4号】

（1）需要を見据えた経営力の向上

－経営者の意識改革、事業の持続的発展、意欲ある事業者の成長発展－

（2）経営資源の有効活用、人材の育成・確保

－新陳代謝の円滑化、事業継続力の強化、人手不足対応、多様な人材の育成・確保・活用－

（3）地域経済の活性化、地域住民の生活向上・交流促進

－地域の持続的発展、地域経済・生活・コミュニティの活性化－

（4）支援体制の整備その他必要な措置

－支援機関の体制強化、国と地方公共団体との連携強化、手続の簡素化－

第2章 小規模事業者の振興に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策（15の重点施策）【法第13条第2項第2号】

1. 需要を見据えた経営力の向上に係る重点施策

【法第6条第1号】

（重点施策1）経営者のリテラシー（経営戦略・会計・知的財産等）向上【新規】

（重点施策2）経営計画の策定

（重点施策3）需要開拓・新事業展開【統合】

（重点施策4）取引適正化対策【新規】

2. 経営資源の有効活用、人材の育成・確保に係る重点施策

【法第6条第2号】

（重点施策5）起業・創業

（重点施策6）事業承継・円滑な廃業・再チャレンジ

（重点施策7）多発する大規模災害等への対応【新規】

（重点施策8）事業継続力の強化

（重点施策9）人手不足対応、人材の育成・確保・活用

3. 地域経済の活性化、地域住民の生活向上・交流促進に係る重点施策【法第6条第3号】

（重点施策10）地域経済の活性化

（重点施策11）地域の生活・コミュニティの活性化

（重点施策12）地域課題解決の推進【新規】

4. 支援体制の整備その他必要な措置に係る重点施策

【法第6条第4号】

（重点施策13）支援機関の体制・連携強化【独立】

（重点施策14）国と地方公共団体との連携強化

（重点施策15）手続きの簡素化・施策情報の提供

第3章 小規模事業者の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項【法第13条第2項第3号】

1. 地方公共団体の責務【法第7条】 2. 小規模事業者の努力等【法第8条】 3. 関係者相互の連携及び協力【法第9条】

1. 現状認識

- 現在、日本経済は大きく変化するチャンスを迎えており、「潮目の変化」の今、官民で国内投資と賃上げを継続し、デフレ脱却を実現できるか否かの正念場。賃金上昇が物価上昇を上回ることで消費が増加し、企業の国内投資が堅調なトレンドを維持する好循環を定着させることが重要であり、小規模事業者もまた例外ではない。特に、製造業の国内回帰、インバウンドを含む観光消費の拡大、農林水産物・食品を含む輸出拡大など、地域経済の活性化に向けた大きな動きが見られる中、それらを支える小規模事業者の存在が欠かせない状況。
- 一方、小規模事業者の経営を巡る環境は、「大幅な賃上げ」「少子高齢化・人口減少」「人手不足」のほか、「経営者の高齢化・後継者不足」「原材料・エネルギーコスト等の上昇」「50年ぶりの円安水準」「日銀による度重なる利上げ」など、急速かつ大規模な変化を遂げつつある。経営資源に乏しい小規模事業者が、こうした事業環境の変化を踏まえながら経営課題に単独で対応していくことは極めて困難であることから、支援機関による伴走支援は一層その重要性を増している。
- しかしながら、小規模事業者を取り巻く環境や抱える課題が多様化・複雑化することにより、経営指導員等の業務が質・量ともに急増し、結果として人件費等の絶対額が不足している状況。こうした状況が引き金となり、人員不足や支援ノウハウ・知見の不足が顕在化し、従来型の支援体制での対応が困難であり、支援体制の強化が喫緊の課題。
- また、我が国は、近年相次ぐ自然災害等に見舞われており、地域の経済・雇用を支える小規模事業者に大きな影響をもたらしている。

2. 基本的考え方

- こうした時代の転換点にあつて、事業の拡大を目指す意欲的な小規模事業者はもとより、事業を持続し地域を支え続ける小規模事業者においても、時代の変化に応じて経営力を向上させ、これまで以上に「稼ぐ力」を高めていく必要がある。小規模事業者の「特性、強み」を發揮し、「新たな需要が喚起される分野」に積極的に取り組むとともに提供する付加価値に適切な価格を設定することにより、稼ぐ力を高める好機となり、経営の自走化や地域経済の成長発展につながる。小規模事業者が減少する中でもその「機能」を育成・維持し、地域経済を成長させ、社会を機能させる適応策を講じていくという考え方は、地方創生の理念とも合致するものであり、双方の取組を一体的に進めることで一層の効果が期待される。

2. 基本的考え方（続き）

（小規模事業者の特性、強み）

- 取引先や消費者の多様なニーズにきめ細かに対応し、バラエティ豊かな製品・商品・サービスを提供でき、新たなニーズを喚起できる。
- SNS等のウェブメディアの発達により、小規模事業者の強みを一層生かしやすい状況となっている。
- 所有と経営の一致により、迅速な意思決定ができることから、ニーズに対応した戦略転換が容易であり、長期を見据えた行動が可能。
- 小規模事業者の有する経営資源を次世代に引き継ぎ、社会全体で有効に活用するため、新陳代謝の円滑化を進めることが重要。
- 地域を支える担い手として、小規模事業者の社会的意義を再認識する必要。

（新たな需要が喚起される分野）

- 観光、食、農林水産業、文化、伝統等は、国や地域に固有の体験価値を提供できる分野であり、外貨獲得の絶好の機会。
- 顧客ニーズへのきめ細かな対応が可能という強みを生かし、国内外の顧客に対して多様で魅力的な商品・サービスの提供等が求められる。
その際、特産品や観光コンテンツの開発、販路開拓といった攻めの取組に加え、地域ブランドの保護等の守りの取組を進める必要。
- 地域とのつながりが強い小規模事業者に対する期待は今後更に高まると想定されるため、地域課題解決を図る取組を進める必要。

（需要を見据えた経営力の向上）

- 小規模事業者は、経営力を強化し、事業の拡大や持続的な発展につなげるため、経営リテラシー（経営戦略・会計・知的財産等）を高めていくとともに、経営者のビジョンを文字化し、経営計画に落とし込む過程において、外部環境や自社の強み・弱み、経営課題等についての分析を行うプロセスを経ることにより、経営の自走化を目指す必要。

（支援機関の体制・連携強化）

- 商工会・商工会議所の経営指導員等の人件費や商工会館の施設整備費等の事業費の確保、デジタルツールの活用やナレッジ・ノウハウの共有等による支援の質の向上や業務効率化、広域的な支援体制の構築等により、小規模事業者の支援体制の充実を図っていく必要。
- 商工会・商工会議所だけでなく、地方公共団体、中小機構、団体中央会、商店街振興組合、中小企業支援センター、よろず支援拠点、事業承継・引継ぎ支援センター、活性化協議会、金融機関等が緊密に連携し、地域で総力を挙げて取り組む必要。

（自然災害等への対応と事業継続力の強化）

- 頻発化・激甚化する自然災害からの早期の復旧・復興に向けて、引き続き、国・都道府県・市町村が一体となった支援が必要。
- 被害の軽減や早期の復旧を図るため、様々なリスクを認識した上で、小規模事業者の事業継続力の強化を促していく必要。

3. 4つの目標

(1) 需要を見据えた経営力の向上 – 経営者の意識改革、事業の持続的発展、意欲ある事業者の成長発展 –

- 経営に必要なリテラシーを高める取組を進め、経営者自身の自己変革への挑戦を促す。経営指導員等の伴走支援を通じ、経営計画の策定を促す。販路開拓等を促進するとともに、知的財産の保護・活用を含めた新事業の創出、既存事業の革新、それら事業の展開を促進する。サプライチェーン全体で構造的に価格転嫁を定着させるなど、取引適正化を図るための取組を進める。

(2) 経営資源の有効活用、人材の育成・確保 – 新陳代謝の円滑化、事業継続力の強化、人手不足対応、多様な人材の育成・確保・活用 –

- 地域における起業・創業を進める。親族内・第三者承継等を問わずに事業承継を積極的に推進するとともに、事業の継続が見込まれない場合には事業の廃止を円滑化する。事業者による自助努力を原則としつつ、国・都道府県・市町村と一体となった災害復旧を進めるとともに、平時からの事業継続力の強化を促す。省力化投資による業務効率化を図りつつ、生産性向上等による賃上げ原資の確保のための取組を進める。多様な人材の育成・確保・活用を行うための取組を促進する。

(3) 地域経済の活性化、地域住民の生活向上・交流促進 – 地域の持続的発展、地域経済・生活・コミュニティの活性化 –

- 特産品や観光コンテンツの開発・販路開拓、地域団体商標を活用した地域ブランドの保護等により、地域のブランド化を促進する。組合や商店街等が行う、地域住民の生活の利便性を高める取組を促進する。小規模事業者の社会課題解決につながる事業への参画を更に促すための取組を促進する。

(4) 支援体制の整備その他必要な措置 – 支援機関の体制強化、国と地方公共団体との連携強化、手続の簡素化 –

- 商工会・商工会議所の支援体制強化のため、①経営指導員の人件費等の確保、②デジタルツールの活用、ナレッジ・ノウハウの共有等による支援の質の向上や業務効率化、③広域的な支援体制の構築、④多様な支援機関同士の連携、⑤「早期相談・早期支援」体制の構築を進める。小規模事業者支援を行う地方公共団体への支援を進めるとともに、国及び地方公共団体における情報共有・情報交換等の連携強化を図る取組を進める。申請書類・手続の簡素化等について不断の見直しを図るとともに、これまで以上に必要な情報を現場に届けるよう促す。

第2章 小規模事業者の振興に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策 (15の重点施策) <概要>

資料1-2

(1) 需要を見据えた経営力の向上に係る重点施策

(重点施策1) 経営者のリテラシー（経営戦略・会計・知的財産等）向上

- ・商工会・商工会議所が実施する、セミナー開催等への支援
- ・中小企業大学校における研修の実施
- ・知財経営支援ネットワークによるセミナー開催や専門家派遣 等

(重点施策2) 経営計画の策定

- ・商工会・商工会議所が実施する、経営計画等の策定支援等への支援
- ・経営指導員等の伴走支援を受け販路開拓等に取り組む事業者への支援
- ・経営指導員等の伴走支援を受けた事業者への低利融資支援 等

(重点施策3) 需要開拓・新事業展開

- ・商工会・商工会議所が実施する、商談会等の出展支援等への支援
- ・全国的に展開する販路開拓イベント等への支援
- ・革新的な製品・サービスの開発や海外事業を行う取組への支援
- ・新市場・高付加価値事業へ新規参入する取組への支援 等

(重点施策4) 取引適正化対策

- ・下請代金法の厳正な執行や相談窓口の運営
- ・価格交渉促進月間の設置とフォローアップ調査の実施
- ・下請Gメンによる取引実態の把握
- ・よろず支援拠点における価格転嫁サポート窓口の設置
- ・価格交渉のポイントをまとめたリーフレットの公表
- ・価格交渉の根拠材料として有用なデータの整備 等

(2) 経営資源の有効活用、人材の育成・確保に係る重点施策

(重点施策5) 起業・創業

- ・商工会・商工会議所が実施する、創業計画の策定支援等への支援
- ・産競法に基づく創業支援等事業計画の策定支援
- ・特定創業支援等事業による支援を受けた創業者への販路開拓等への支援
- ・起業家教育支援 等

(重点施策6) 事業承継・円滑な廃業・再チャレンジ

- ・商工会・商工会議所が実施する、事業承継計画の策定支援等への支援
- ・事業承継税制の活用促進、事業承継を契機とした新しい取組等への支援
- ・事業承継センターによる事業承継計画の策定支援やマッチング支援
- ・事業承継センター、活性協、よろず支援拠点の3機関連携
- ・活性協による収益力改善・事業再生・再チャレンジに関する相談受付 等

(重点施策7) 多発する大規模災害等への対応

- ・災害復旧貸付の実施や小規模企業共済災害時貸付の適用等の初動対応
- ・商工会・商工会議所や経産局による被害状況調査の実施
- ・災害規模に応じた施設・設備の復旧への支援 等

(重点施策8) 事業継続力の強化

- ・商工会・商工会議所が実施する、事業継続力強化計画の策定支援、計画策定後のフォローアップ等への支援
- ・事業継続力強化計画制度の普及促進や実効性の高い計画の策定と継続、見直しに向けた取組への支援 等

(重点施策9) 人手不足対応、人材の育成・確保・活用

- ・商工会・商工会議所が実施する、人材育成のための資格取得・スキルアップ・リスキリング等の支援等への支援
- ・「中小企業・小規模事業者人材活用ガイドライン」の活用促進
- ・人材確保・育成・定着を行う「地域の人事部」の取組への支援 等

第2章 小規模事業者の振興に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策 (15の重点施策) <概要>

資料1-2

(3) 地域経済の活性化、地域住民の生活向上・交流促進に係る重点施策

(重点施策10) 地域経済の活性化

- ・ 商工会・商工会議所が実施する、地域の販路開拓等の支援等への支援
- ・ 複数の小規模事業者が参画して行う生産性・供給体制の向上支援、販路開拓支援
- ・ 地域団体商標出願のための制度や活用事例の説明・専門家からの助言
- ・ 組合の組成等を通じノウハウや経営資源を補完し合う取組を促進 等

(重点施策11) 地域の生活・コミュニティの活性化

- ・ 商工会・商工会議所が実施する、組合・商店街等が行う地域での生活・コミュニティの活性化に資するイベント等の取組支援等への支援
- ・ 地域商店街活性化法に基づく商店街活性化事業計画の認定、認定事業者に対する信用保険の保証限度額の別枠化
- ・ 中心市街地活性化協議会や商店街等組織・まちづくり会社等へのアドバイザー派遣や専門家チームによるアドバイス 等

(重点施策12) 地域課題解決の推進

- ・ 地域課題解決事業推進に向けた基本指針の普及
- ・ ローカル・ゼブラ企業の事業モデルや支援手法、小規模事業者でも取り組みやすい社会的インパクトの確立・普及 等

(4) 支援体制の整備その他必要な措置に係る重点施策

(重点施策13) 支援機関の体制・連携強化

- ・ 経営指導員の人件費等の確保に必要な地方交付税措置
- ・ 複数の商工会・商工会議所と関係市町村とが連携した広域的な支援体制の構築を促進するための取組への支援
- ・ 経営支援に係るナレッジ・ノウハウの蓄積や生成AI等を活用したデジタルツールの活用等、支援の質の向上や業務効率化への支援
- ・ 国の制度改正や事業環境変化に対応するための専門家派遣や相談員の配置等の取組への支援
- ・ よろず支援拠点と商工会・商工会議所との連携強化による相談対応 等

(重点施策14) 国と地方公共団体との連携強化

- ・ 広域的な支援体制の構築を促進するための取組を含め、地方公共団体が小規模事業者の経営の改善発達を目的として実施する施策への支援
- ・ 都道府県との定期的な連絡会議の開催による実態把握や情報共有を図りつつ、国と地方公共団体が緊密に連携し支援 等

(重点施策15) 手続の簡素化・施策情報の提供

- ・ インターネットを活用した電子的な申請手続の促進
- ・ 中小企業ビジネス支援サイト「J-Net21」での情報発信等
- ・ 商工会・商工会議所が実施する、国や支援機関等の施策に関する周知・広報等への支援 等

第3章 小規模事業者の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項〈概要〉

資料1-2

1. 地方公共団体の責務

- 都道府県は、国との定期的な連絡会議を通じて事例や知見を蓄積し、地域における産業政策の主体として自走化し、小規模事業者の振興に関する施策を主体的かつ積極的に講じることが求められる。
- 都道府県は、経営改善普及事業への支援に当たり、関係市町村とも連携しつつ、経営指導員等の設置基準の見直しを積極的に進めるとともに、その人件費や商工会館の施設整備費等の事業費への支援を講ずることが求められる。
- 都道府県は、広域的な支援体制の構築を促進するための取組を進めるとともに、経営発達支援計画・事業継続力強化支援計画に関し、地域の特性を踏まえた設計について継続的に検討を進めることが求められる。
- 都道府県は、自然災害等が発生した場合には、被災事業者の被害状況の把握に努めるとともに、国と連携しつつ、災害規模に応じ、被災事業者の復旧への支援が求められる。

2. 小規模事業者の努力等

- 事業の拡大や持続的な発展のためには、小規模事業者自らの経営戦略に基づく取組が不可欠であり、自主的にその円滑かつ着実な事業の運営を図るよう努める。特に、良質な雇用の提供や、地域の小規模事業者同士が連携した営業協力や共同調達等、業種や地域の特性に応じた工夫による生産性向上を促進し、「共助」の取組の強化に努める。
- 商工会・商工会議所をはじめとする中小企業に関する団体は、小規模事業者の振興に主体的に取り組むよう努めるとともに、支援の質の向上や業務効率化に努める。組合や商店街等は、小規模事業者による「共助」の枠組みの強化に取り組むよう努める。
- 大企業や中堅企業、金融機関等の小規模事業者と関係のある者は、国や地方公共団体が行う小規模事業者の振興に関する施策の実施について、協力するようにしなければならない。

3. 関係者相互の連携及び協力

- 国や地方公共団体のみならず、中小企業基盤整備機構や中小企業に関する団体等が地域で総力を挙げて、それぞれの強みを活かしながら適切な役割分担を行い、相互に連携を図りながら協力するよう努める。